



県章

和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 条例

- *28 和歌山県税条例の一部を改正する条例 (税務課)..... 2
- *29 和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例 (")..... 30

公布された条例のあらまし

◇ 和歌山県税条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行いました。その主な内容は、次のとおりです。

(1) 県民税

ア 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を3年延長することとしました。

(附則第11項関係)

イ 土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例について、適用停止期限を令和11年3月31日まで延長することとしました。(附則第12項の2関係)

ウ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を3年延長することとしました。(附則第13項の2及び附則第13項の3関係)

(2) 不動産取得税

ア 免税点について、土地の取得にあつては16万円に、家屋の取得のうち、建築に係るものにあつては66万円、その他のものにあつては34万円に引き上げることとしました。(第42条の16の2関係)

イ 宅地建物取引業者等が売り渡す新築家屋を取得したものとみなす日の特例措置及び新築住宅特例適用住宅が新築される土地の取得に係る減額措置の適用期限を令和13年3月31日まで延長することとしました。(附則第10項の2の2及び附則第10項の2の3関係)

(3) 軽油引取税

軽油引取税の税率の特例措置を廃止することとしました。(附則第20項～附則第20項の3及び附則第30項関係)

(4) 自動車税

ア 自動車税の環境性能割を廃止し、現行の種別割を自動車税とすることとしました。(第64条～第73条の3関係)

イ 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車は税率を軽減し、初回新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重課する特例措置について、次のとおり延長することとしました。(附則第16項～附則第16項の3関係)

(ア) 環境負荷の少ない自動車

令和8年度及び令和9年度に初回新規登録を受けた一定の自動車について、当該初回新規登録の翌年度分の税率の概ね100分の75を軽減する特例措置を講ずることとしました。

(イ) 環境負荷の大きい自動車

次に掲げる自動車(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自

動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いるハイブリッド自動車並びに自家用の乗用車及びキャンピング車(三輪の小型自動車であるものを除く。)、一般乗合用のバス及び被けん引自動車を除く。)に対する次に定める年度以降の年度分について、税率の概ね100分の15(バス及びトラックについては概ね100分の10)を重課する特例措置を講ずることとしました。

- a ガソリン自動車又は石油ガス自動車で平成27年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度
- b 軽油自動車その他のaに掲げる自動車以外の自動車で平成29年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

2 施行期日

令和8年4月1日から施行します。

◇ 和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

県税の特別措置の適用期限を令和10年3月31日まで延長するとともに、所要の改正を行うこととしました。(第2条～第4条及び附則第3項関係)

2 施行期日

令和8年4月1日から施行します。

条 例

和歌山県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県条例第28号

和歌山県税条例の一部を改正する条例

和歌山県税条例(昭和25年和歌山県条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次 第1章 略 第2章 普通税 第1節～第7節 略 第8節 自動車税(第59条—<u>第73条の5</u>) 第9節～第11節 略 第3章 略 附則</p> <p>(県税事務所の長に対する知事の権限の委任) 第3条の2 地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)、地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「施行令」という。)、地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)並びにこの条例及び他の県税に関する条例に規定する県税に係る徴収金の賦課徴収に関する事務及び県税に係る過料の徴収に関する事務を県税の課税地所轄の県税事務所の長に委任する。ただし、次に掲げる事務については、この限りでない。</p>	<p>目次 第1章 略 第2章 普通税 第1節～第7節 略 第8節 自動車税(第59条—<u>第73条の16</u>) 第9節～第11節 略 第3章 略 附則</p> <p>(県税事務所の長に対する知事の権限の委任) 第3条の2 地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)、地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「施行令」という。)、地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)並びにこの条例及び他の県税に関する条例に規定する県税に係る徴収金の賦課徴収に関する事務及び県税に係る過料の徴収に関する事務を県税の課税地所轄の県税事務所の長に委任する。ただし、次に掲げる事務については、この限りでない。</p>

- (1)・(2) 略
- (3) 法第158条第3項の規定による自動車税を証紙徴収すること。
- (4) 略

2～5 略

(課税地)

第4条の2 略

2 前項の課税地は、次の各号に掲げる県税に係る徴収金について、それぞれ当該各号に定めるものとする。

(1) 県民税

ア・イ 略

ウ 配当割 特定配当等 (法第23条第1項第15号に規定する特定配当等をいう。第2章第1節において同じ。) の支払を受ける個人の住所地

エ 株式等譲渡所得割 特定株式等譲渡対価等 (租税特別措置法 (昭和32年法律第26号) 第37条の11の4第1項に規定する源泉徴収選択口座 (以下この号及び第36条の18において「選択口座」という。) に係る同法第37条の11の3第1項に規定する特定口座内保管上場株式等の同法第37条の12の2第2項に規定する譲渡の対価又は当該選択口座において処理された同法第37条の11第2項に規定する上場株式等の同法第37条の11の3第2項に規定する信用取引等に係る同法第37条の11の4第1項に規定する差金決済に係る差益に相当する金額をいう。第2章第1節において同じ。) の支払を受ける個人の住所地

(2)～(ii) 略

3 略

(徴収金の納付、納入又は払込先)

第6条 略

2 前項の規定にかかわらず、個人の事業税、自動車税及び不動産取得税に係る徴収金 (規則で定めるものに限る。) については、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第243条の2第2項に規定する指定公金事務取扱者に払い込むことができる。

(寄附金税額控除)

第24条の2 略

2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した法第37条の2第2項に規定する特例控除対象寄附金の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の5分の2に相当する金額 (当該金額が当該納税義務者の第23条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額を超えるときは、当該100分の20に相当する金額) とする。

(1) 当該納税義務者が第23条第2項に規定する課税総所得金額 (以下この項において「課税総所得金額」という。) を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る前条第1号アに掲げる金額と当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第86条第2項に規定する基礎控除の額 (租税特別措置法第41条の16の2第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の額) から48万円

- (1)・(2) 略
- (3) 法第177条の11第3項の規定による自動車税の種別割を証紙徴収すること。
- (4) 略
- (5) 自動車税の環境性能割の申告納付に関すること。

2～5 略

(課税地)

第4条の2 略

2 前項の課税地は、次の各号に掲げる県税に係る徴収金について、それぞれ当該各号に定めるものとする。

(1) 県民税

ア・イ 略

ウ 配当割 特定配当等 (租税特別措置法 (昭和32年法律第26号) 第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等及び同法第41条の12の2第1項各号に掲げる償還金に係る同条第6項第3号に規定する差益金額をいう。第2章第1節において同じ。) の支払を受ける個人の住所地

エ 株式等譲渡所得割 特定株式等譲渡対価等 (租税特別措置法第37条の11の4第1項に規定する源泉徴収選択口座 (以下この号及び第36条の18において「選択口座」という。) に係る同法第37条の11の3第1項に規定する特定口座内保管上場株式等の同法第37条の12の2第2項に規定する譲渡の対価又は当該選択口座において処理された同法第37条の11第2項に規定する上場株式等の同法第37条の11の3第2項に規定する信用取引等に係る同法第37条の11の4第1項に規定する差金決済に係る差益に相当する金額をいう。第2章第1節において同じ。) の支払を受ける個人の住所地

(2)～(ii) 略

3 略

(徴収金の納付、納入又は払込先)

第6条 略

2 前項の規定にかかわらず、個人の事業税、自動車税の種別割及び不動産取得税に係る徴収金 (規則で定めるものに限る。) については、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第243条の2第2項に規定する指定公金事務取扱者に払い込むことができる。

(寄附金税額控除)

第24条の2 略

2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した法第37条の2第2項に規定する特例控除対象寄附金の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の5分の2に相当する金額 (当該金額が当該納税義務者の第23条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額を超えるときは、当該100分の20に相当する金額) とする。

(1) 当該納税義務者が第23条第2項に規定する課税総所得金額 (以下この項において「課税総所得金額」という。) を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る前条第1号アに掲げる金額 (以下この項において「人的控除差調整額」という。) を控除した金額が0以上であるとき 当該控除後の金額について、次の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲

を控除して得た額（当該控除して得た額が0を下回る場合には、0とする。）との合計額（次号及び第3号において「人的控除差調整額」という。）を控除した金額が0以上であるとき 当該控除後の金額について、次の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

略

(2)・(3) 略

(不動産取得税の免税点)

第42条の16の2 不動産取得税の課税標準となるべき額が、土地の取得にあつては16万円、家屋の取得のうち建築に係るものにあつては1戸（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された1の部分を用いる。以下この条において同じ。）につき66万円、その他のものにあつては1戸につき34万円に満たない場合においては、不動産取得税を課さない。

2 略

(自動車税の納税義務者等)

第59条 自動車税は、自動車に対し、その所有者に課する。

2 自動車の所有者が法第148条第1項の規定により自動車税を課することができない者である場合には、前項の規定にかかわらず、当該自動車の使用者に自動車税を課する。ただし、公用又は公共の用に供する自動車については、この限りでない。

(自動車税のみならず課税)

第60条 自動車の売買契約において売主が当該自動車の所有権を留保している場合には、買主を自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る自動車について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

(自動車税の納税管理人)

第62条 自動車税の納税義務者は、県内に住所、

ける割合

略

(2)・(3) 略

(不動産取得税の免税点)

第42条の16の2 不動産取得税の課税標準となるべき額が、土地の取得にあつては10万円、家屋の取得のうち建築に係るものにあつては1戸（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された1の部分を用いる。以下この条において同じ。）につき23万円、その他のものにあつては1戸につき12万円に満たない場合においては、不動産取得税を課さない。

2 略

(自動車税の納税義務者等)

第59条 自動車税は、自動車に対し、当該自動車の取得者に環境性能割によって、当該自動車の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する自動車の取得者には、製造により自動車を取得した自動車製造業者、販売のために自動車を取得した自動車販売業者及び施行令第44条の2に規定する者を含めないものとする。

3 自動車の所有者が法第148条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、当該自動車の使用者に種別割を課する。ただし、公用又は公共の用に供する自動車については、この限りでない。

(自動車税のみならず課税)

第60条 自動車の売買契約において売主が当該自動車の所有権を留保している場合には、自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する自動車の取得者（以下この節において「自動車の取得者」という。）及び自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る自動車について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を自動車の取得者及び自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

3 法第147条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した自動車について、当該販売業者等が、同法第7条第1項に規定する新規登録（以下この節において「新規登録」という。）を受けた場合（当該新規登録前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で自動車を取得した者が、当該自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該自動車を運行の用に供する者を自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

(種別割の納税管理人)

第62条 種別割の納税義務者は、県内に住所、居

居所、事務所又は事業所（以下この項において「住所等」という。）を有しない場合には、その事実が生じた日から10日以内に、納税に関する一切の事項を処理させるため、課税地所轄の県税事務所の管轄区域内に住所等を有する者のうちから納税管理人を定めてこれを納税管理人申告書により知事に申告し、又は当該管轄区域外に住所等を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて管轄区域外納税管理人申請書により知事に申請してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他申告をし、又は承認を受けた事項に異動を生じた場合も、また、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る自動車税の徴収の確保に支障がないことについて納税管理人不要認定申請書により知事に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。

（自動車税の納税管理人に係る不申告に関する過料）

第63条 前条第2項の認定を受けていない自動車税の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定により申告すべき納税管理人について正当な理由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

所、事務所又は事業所（以下この項において「住所等」という。）を有しない場合には、その事実が生じた日から10日以内に、納税に関する一切の事項を処理させるため、課税地所轄の県税事務所の管轄区域内に住所等を有する者のうちから納税管理人を定めてこれを納税管理人申告書により知事に申告し、又は当該管轄区域外に住所等を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて管轄区域外納税管理人申請書により知事に申請してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他申告をし、又は承認を受けた事項に異動を生じた場合も、また、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る種別割の徴収の確保に支障がないことについて納税管理人不要認定申請書により知事に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。

（種別割の納税管理人に係る不申告に関する過料）

第63条 前条第2項の認定を受けていない種別割の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定により申告すべき納税管理人について正当な理由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

（環境性能割の課税標準）

第64条 環境性能割の課税標準は、自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第9条の3の規定により算定した金額（第66条において「通常の取得価額」という。）とする。

（環境性能割の税率）

第65条 次の各号に掲げる自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第157条第1項（同条第4項、第5項又は第6項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける自動車 100分の1
- (2) 法第157条第2項（同条第4項、第5項又は第6項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける自動車 100分の2
- (3) 法第157条第3項の規定の適用を受ける自動車 100分の3

（環境性能割の免税点）

第66条 通常の取得価額が50万円以下である自動車に対しては、環境性能割を課さない。

（環境性能割の徴収の方法）

第67条 環境性能割の徴収については、申告納付の方法による。

（環境性能割の申告納付）

第68条 環境性能割の納税義務者は、法第160条第1項各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第9条の5の申告書（次項及び第3項において「申告書」という。）を知事に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

- 2 環境性能割の納税義務者は、前項又は法第161条の規定により環境性能割額を納付する場合（当該環境性能割額に係る延滞金額を納付する場合を含む。）には、申告書又は同条第2項に規定する修正申告書（次項及び第5項において

「修正申告書」という。)に証紙を貼ってしなければならない。ただし、当該環境性能割額(当該環境性能割額に係る延滞金額を含む。)に相当する金額を証紙代金収納計器で表示させる納付の方法によることができる。証紙の様式その他証紙の取扱いについて必要な事項は、規則で定める。

3 環境性能割の納税義務者は、前項の証紙を貼ることに代えてその額面金額に相当する現金を納付することができる。この場合においては、知事は、申告書又は修正申告書に納税済印を押さなければならない。

4 環境性能割の納税義務者は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請その他規則で定めるものを行う場合において、法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、第1項の規定による申告書の提出を行う際に環境性能割額を納付するときは、前2項の規定にかかわらず、当該環境性能割額に相当する現金を納付しなければならない。

5 修正申告書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 自動車を譲渡した者の住所及び氏名又は名称
- (3) 自動車の取得がされた年月日
- (4) 自動車の取得の原因
- (5) 自動車の種類、用途、車名及び型式
- (6) 自動車の定置場
- (7) 既に納付の確定した環境性能割額
- (8) 環境性能割の課税標準額及び環境性能割額
- (9) 前号の環境性能割額に相当する金額から第7号の環境性能割額に相当する金額を控除した金額
- (10) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(環境性能割の報告)

第69条 自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第160条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第9条の5の報告書を知事に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第70条 環境性能割の納税義務者が第68条第1項の規定により申告し、又は前条の規定により報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

(譲渡担保財産の取得に対して課する環境性能割の納税義務の免除等)

第71条 譲渡担保権者が譲渡担保財産として自動車の取得をした場合において、当該譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該取得の日から6月以内に譲渡担保権者から譲渡担保財産の設定者に当該譲渡担保財産を移転したときは、譲渡担保権者が取得した当該譲渡担保財産に対する環境性能割に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2 知事は、自動車の取得者から環境性能割について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認めるときは、当該取得の日から6月以内の期間を限って、当該自動車に対する環境性能割に係る徴収金の徴収

- を猶予する。
- 3 前項の申告は、次の各号に掲げる事項を記載した申告書によらなければならない。
- (1) 納税者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
 - (2) 譲渡担保財産の設定者の住所及び氏名又は名称
 - (3) 譲渡担保財産の設定年月日
 - (4) その他知事において必要と認める事項
- 4 知事は、第2項の規定による徴収の猶予をした場合には、当該徴収の猶予がされた環境性能割額に係る延滞金額のうち当該徴収猶予をした期間に対応する部分の金額を免除する。
- 5 知事は、第2項の規定による徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予に係る環境性能割について第1項の規定の適用がないことが明らかとなったときは、当該徴収の猶予を取り消さなければならない。この場合において、徴収の猶予を取り消された者は、直ちに当該徴収の猶予がされた環境性能割に係る徴収金を納付しなければならない。
- 6 環境性能割に係る徴収金を徴収した場合において、当該環境性能割について第1項の規定の適用があることとなったときは、知事は、同項の譲渡担保権者の申請に基づいて、当該徴収金を還付する。
- 7 前項の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書によらなければならない。
- (1) 申請者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
 - (2) 譲渡担保財産の設定者の住所及び氏名又は名称
 - (3) 譲渡担保財産の設定年月日及び譲渡担保権者から譲渡担保財産の設定者に当該譲渡担保財産を移転した年月日
 - (4) 還付を受けようとする徴収金額及びその納付年月日
 - (5) その他知事において必要と認める事項
- 8 知事は、第6項の規定により環境性能割に係る徴収金を還付する場合において、還付を受けべき者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当しなければならない。

（自動車の返還があつた場合の環境性能割の納付義務の免除）

- 第72条 自動車販売業者から自動車の取得をした者（以下この項及び次項において「自動車の取得をした者」という。）が、当該自動車の性能が良好でないこと又は当該自動車の車体の塗色等が当該自動車の取得に係る契約の内容と異なることにより、当該自動車の取得の日から1月以内に当該自動車を当該自動車販売業者に返還した場合には、当該自動車の取得をした者が取得した自動車に対する環境性能割に係る納税義務を免除する。
- 2 環境性能割を徴収した場合において、当該環境性能割について前項の規定の適用があることとなったときは、知事は、自動車の取得をした者の申請に基づいて、当該環境性能割額に相当する額を還付する。
- 3 前項の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書によらなければならない。
- (1) 納税者の住所及び氏名又は名称
 - (2) 自動車を返還した理由
 - (3) 還付を受けようとする税額
- 4 前条第8項の規定は、第2項の規定により環境性能割額を還付する場合について準用する。

(廃止路線代替バス車両等の環境性能割の減免)

第73条 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車に対して課する環境性能割について、当該自動車の取得者の申請に基づき環境性能割を減免することができる。

- (1) 輸送人員の減少等により運行の維持が困難になったため地域住民の生活に必要なバス路線が廃止された場合において、旅客自動車運送事業を営業者が当該廃止された路線の運行系統の輸送目的と同じ輸送目的により運行の用に供するため取得した自動車で知事が必要と認めるもの
- (2) 医療法(昭和23年法律第205号)第31条に規定する公的医療機関の救急自動車及びへき地巡回診療の用に供する自動車(日本赤十字社の取得に係るものを除く。)で知事が必要と認めるもの

(身体障害者等に対する環境性能割の減免)

第73条の2 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車に係る環境性能割の納税者に対して、当該納税者が軽自動車税についてこの項第1号又は第73条の13第1項第1号に該当する自動車に係るこの項又は第73条の13第1項の規定による減免に類する減免を受けている場合を除き、当該納税者の申請に基づき減免することができる。この場合において、減免することができる環境性能割の限度額は、規則で定める額とする。

- (1) 次に掲げる自家用の自動車のうち、身体又は精神に障害があるため、歩行することが困難である身体障害者等(身体障害者、戦傷病者、知的障害者及び精神障害者をいう。以下同じ。)1人について1台に限り、知事が必要と認めるもの
 - ア 身体障害者等のうち規則で定める者が取得する自動車であって、当該身体障害者等が運転するもの
 - イ 身体障害者等のうち規則で定める者が取得する自動車(身体障害者で年齢18歳未満のもの、知的障害者又は精神障害者にあつては、その者と生計を一にする者が取得する自動車を含む。)であつて、当該身体障害者等と生計を一にする者が当該身体障害者等のために運転するもの
 - ウ 身体障害者等のうち規則で定める者のみで構成される世帯の身体障害者等のうち規則で定める者が取得する自動車であつて、当該身体障害者等を常時介護する者が当該身体障害者等のために運転するもの
- (2) 規則で定める特別の仕様により製造され、又は規則で定める構造変更が加えられた自動車のうち、身体障害者等の利用に専ら供するためのものであると認められるもの
- (3) 身体障害者等以外の者の利用にも供する自動車であつて、規則で定める特別の仕様により製造され、又は規則で定める構造変更が加えられ身体障害者等の利用に供するためのものと認められるもの
- (4) 専ら身体障害者等が運転するための規則で定める特別の仕様により製造され、又は規則で定める構造変更が加えられたと認められる自動車

2 前項第1号に該当することにより環境性能割の減免を受けようとする者は、規則で定める期限までに、次に掲げる事項を記載した減免申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付してこれを知事に提出するとともに、規則で

定める書類及び運転免許証又は免許情報記録個人番号カード(道路交通法(昭和35年法律第105号)第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。以下この項及び第73条の13第2項において同じ。)を提示しなければならない。この場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。第73条の13第2項において同じ。)を確認するために必要な措置を受けなければならない。

- (1) 減免を受ける者の住所及び氏名並びに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係
- (2) 身体障害者等の住所、氏名及び年齢
- (3) 自動車を運転する者の住所及び氏名並びに身体障害者等との関係
- (4) 運転免許証を提示する場合にあっては、運転免許証の番号、交付年月日及び有効期間の末日
- (5) 免許情報記録個人番号カードを提示する場合にあっては、免許情報記録(道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録をいう。)の番号及び有効期間の末日
- (6) 運転免許の種類
- (7) 運転免許に条件が付されている場合には、その条件
- (8) 自動車の登録番号、主たる定置場、種別、用途及び使用目的
- (9) その他知事が必要と認める事項

3 第1項第2号から第4号までの規定に該当することにより環境性能割の減免を受けようとする者は、規則で定める期限までに、次に掲げる事項を記載した減免申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付してこれを知事に提出しなければならない。

- (1) 減免を受ける者の住所及び氏名
- (2) 自動車の登録番号、主たる定置場、種別、用途及び使用目的
- (3) その他知事が必要と認める事項

(環境性能割に係る不足金額等の納付手続)

第73条の3 環境性能割の納税者は、法第168条第4項の規定による更正若しくは決定の通知又は法第171条第7項の規定による過少申告加算金額若しくは不申告加算金額の決定の通知若しくは法第172条第5項の規定による重加算金額の決定の通知を受けた場合には、当該不足税額(更正による不足税額又は決定による税額をいう。)及びその延滞金又は過少申告加算金若しくは不申告加算金若しくは重加算金を納付書により納付しなければならない。

(種別割の課税免除)

第73条の4 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、種別割を課さない。ただし、第3号から第7号までの自動車にあっては、知事の承認を受けたものに限る。

- (1)～(6) 略
- (7) 医療法第31条に規定する公的医療機関が所有する自動車のうち直接その本来の事業の用に供する救急自動車及びへき地巡回診療の用に供する自動車

(自動車税の課税免除)

第64条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税を課さない。ただし、第3号から第7号までの自動車にあっては、知事の承認を受けたものに限る。

- (1)～(6) 略
- (7) 医療法(昭和23年法律第205号)第31条に規定する公的医療機関が所有する自動車のうち直接その本来の事業の用に供する救急自動車及びへき地巡回診療の用に供する自動車

(自動車税の税率)

第65条 次の各号に掲げる自動車に対して課する自動車税の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(種別割の税率)

第73条の5 次の各号に掲げる自動車に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(5) 略

2 前項第 2 号に掲げる自動車のうち最大乗車定員数が 4 人以上であるものに対して課する自動車税の税率は、同項（同号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、同号に定める額に、次の各号の区分に応じ当該各号に定める額を、それぞれ加算した額とする。

(1)・(2) 略

3 第 1 項第 3 号イの自家用に該当するバスのうち、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校が所有し、かつ、専らその学生、生徒、児童又は幼児の通学の用に供するものについては、一般乗合用バスに対して課する自動車税の税率を適用する。

4・5 略

(自動車税の賦課期日)

第 66 条 自動車税の賦課期日は、4 月 1 日とする。

(自動車税の納期)

第 67 条 自動車税の納期は、5 月 1 日から同月 31 日までとする。

2 略

3 賦課期日後に納税義務が発生した自動車税で普通徴収の方法により徴収するものの納期は、納税通知書に定めるところによる。

(自動車税の徴収の方法)

第 68 条 自動車税の徴収は、普通徴収の方法による。

2 自動車税を普通徴収の方法によって徴収する場合においては、納税通知書をその納期限前 10 日までに納税者に交付するものとする。

3 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 7 条第 1 項に規定する新規登録（以下この節において「新規登録」という。）の申請があった自動車について法第 157 条第 1 項の規定により課する自動車税の徴収については、同項の賦課期日後翌年 2 月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、第 1 項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法による。

4 自動車税の納税義務者は、前項に規定する自動車について自動車税を払い込むときは、当該自動車について、新規登録の申請をしたときに、県が発行する証紙を第 70 条第 1 項から第 3 項までの規定により提出すべき申告書に貼ってその税金を払い込まなければならない。この場合においては、証紙の額面金額に相当する金額を証紙代金収納計器の表示を受けるとにより、又は証紙の額面金額に相当する現金を納付した後納税済の押印を受けるとにより、証紙に代えることができる。

5 略

6 第 4 項の申告書の提出がなかったことにより、第 3 項の規定により自動車税を証紙徴収の方法によって徴収することができない場合には、当該自動車税の徴収については、普通徴収の方法による。

(自動車税の徴収の方法の特例)

第 69 条 納税者が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）

第 6 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請を行う場合において、法第 747 条の 2 第 1 項の規定により法第 762 条第 1 号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、次条第 1 項の規定による申告書の提出を行うときは、前条第 3 項から第

(1)～(5) 略

2 前項第 2 号に掲げる自動車のうち最大乗車定員数が 4 人以上であるものに対して課する種別割の税率は、同項の規定にかかわらず、同号に定める額に、次の各号の区分に応じ当該各号に定める額を、それぞれ加算した額とする。

(1)・(2) 略

3 第 1 項第 3 号イの自家用に該当するバスのうち、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校が所有し、かつ、専らその学生、生徒、児童又は幼児の通学の用に供するものについては、一般乗合用バスに対して課する種別割の税率を適用する。

4・5 略

(種別割の賦課期日)

第 73 条の 6 種別割の賦課期日は、4 月 1 日とする。

(種別割の納期)

第 73 条の 7 種別割の納期は、5 月 1 日から同月 31 日までとする。

2 略

3 賦課期日後に納税義務が発生した種別割で普通徴収の方法により徴収するものの納期は、納税通知書に定めるところによる。

(種別割の徴収の方法)

第 73 条の 8 種別割の徴収は、普通徴収の方法による。

2 種別割を普通徴収の方法によって徴収する場合においては、納税通知書をその納期限前 10 日までに納税者に交付するものとする。

3 新規登録の申請があった自動車について法第 177 条の 10 第 1 項の規定により課する種別割の徴収については、同項の賦課期日後翌年 2 月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、第 1 項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法による。

4 種別割の納税義務者は、前項に規定する自動車について種別割を払い込むときは、当該自動車について、新規登録の申請をしたときに、県が発行する証紙を第 73 条の 9 の規定により提出すべき申告書に貼ってその税金を払い込まなければならない。この場合においては、証紙の額面金額に相当する金額を証紙代金収納計器の表示を受けるとにより、又は証紙の額面金額に相当する現金を納付した後納税済の押印を受けるとにより、証紙に代えることができる。

5 略

6 第 4 項の申告書の提出がなかったことにより、第 3 項の規定により種別割を証紙徴収の方法によって徴収することができない場合には、当該種別割の徴収については、普通徴収の方法による。

(種別割の徴収の方法の特例)

第 73 条の 8 の 2 納税者が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 6 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請を行う場合において、法

第 747 条の 2 第 1 項の規定により法第 762 条第 1 号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、次条第 1 項の規定による申告書の提出を行うときは、前条第 3 項から第 5 項までの規定に

5 項までの規定にかかわらず、当該納税者が当該新規登録の申請をした際に、当該新規登録の申請に係る自動車に対して課する自動車税を施行規則第 9 条で定める方法により徴収する。

(自動車税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務)

第70条 自動車税の納税義務者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する事実が発生した日の翌日から起算して7日を経過する日まで（7日を経過する日までの間に新規登録、道路運送車両法第12条第1項に規定する変更登録（次項において「変更登録」という。）又は同法第13条第1項に規定する移転登録（次項において「移転登録」という。）の申請をするときは、その申請をした際に、施行規則第9条の2の申告書を知事に提出しなければならない。

- (1) 略
- (2) 自動車が第61条又は第64条の規定の適用を受けることとなったとき、又は受けることがなくなったとき。
- (3)・(4) 略
- (5) 第59条第2項の使用者となったとき、又は使用者でなくなったとき。
- (6) 略
- 2 前項の規定により申告書を提出した者が、その申告書を提出した後に新規登録、変更登録又は移転登録の申請をするときは、その申請をした際に施行規則第9条の2の申告書を改めて知事に提出しなければならない。
- 3 自動車税の納税義務者が第1項又は前項の規定により申告書を提出した後において、その申告した事項に異動を生じたときは第1項の例により申告書を知事に提出しなければならない。
- 4 略

(自動車税に係る不申告等に関する過料)

第71条 自動車税の納税義務者又は第60条第1項に規定する自動車の売主が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなく申告又は報告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

(自動車税の減免)

第72条 知事は、自動車税の納税者が次の各号のいずれかに該当する場合において、自動車税の減免を必要とする者として認めるときは、当該納税者の申請により、自動車税を減免することができる。

- (1)～(3) 略
- 2 前項の規定によって自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に、減免を受けようとする理由を証明する書類を添付してこれを知事に提出しなければならない。
- (1)～(4) 略

(中古自動車販売業者の所有する自動車に係る自動車税の減免)

第73条 知事は、次の各号の要件をいずれも満たしている中古自動車販売業者（以下この項において「販売業者」という。）に対して、4月1日現在において、当該販売業者が商品として所有し、かつ、展示し（修理等のために展示できない場合には、展示しているものとする。）、道路運送車両法第4条に定める登録を受けている自動車で、その登録事項の所有者名、使用者名とも申請名義人と同一であり、商品自動車

にかかわらず、当該納税者が当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に対して課する種別割を施行規則第9条の16で定める方法により徴収する。

(種別割の賦課徴収に関する申告又は報告の義務)

第73条の9 種別割の納税義務者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する事実が発生した日の翌日から起算して7日を経過する日まで（7日を経過する日までの間に新規登録、道路運送車両法第12条第1項に規定する変更登録（次項において「変更登録」という。）又は同法第13条第1項に規定する移転登録（次項において「移転登録」という。）の申請をするときは、その申請をした際に、施行規則第9条の17の申告書を知事に提出しなければならない。

- (1) 略
- (2) 自動車が第61条又は第73条の4の規定の適用を受けることとなったとき、又は受けることがなくなったとき。
- (3)・(4) 略
- (5) 第59条第3項の使用者となったとき、又は使用者でなくなったとき。
- (6) 略
- 2 前項の規定により申告書を提出した者が、その申告書を提出した後に新規登録、変更登録又は移転登録の申請をするときは、その申請をした際に施行規則第9条の17の申告書を改めて知事に提出しなければならない。
- 3 種別割の納税義務者が第1項又は前項の規定により申告書を提出した後において、その申告した事項に異動を生じたときは第1項の例により申告書を知事に提出しなければならない。
- 4 略

(種別割に係る不申告等に関する過料)

第73条の10 種別割の納税義務者又は第60条第1項に規定する自動車の売主が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなく申告又は報告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

(種別割の減免)

第73条の11 知事は、種別割の納税者が次の各号のいずれかに該当する場合において、種別割の減免を必要とする者として認めるときは、当該納税者の申請により、種別割を減免することができる。

- (1)～(3) 略
- 2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に、減免を受けようとする理由を証明する書類を添付してこれを知事に提出しなければならない。
- (1)～(4) 略

(中古自動車販売業者の所有する自動車に係る種別割の減免)

第73条の12 知事は、次の各号の要件をいずれも満たしている中古自動車販売業者（以下この項において「販売業者」という。）に対して、4月1日現在において、当該販売業者が商品として所有し、かつ、展示し（修理等のために展示できない場合には、展示しているものとする。）、道路運送車両法第4条に定める登録を受けている自動車で、その登録事項の所有者名、使用者名とも申請名義人と同一であり、商品自動

あることが一般財団法人日本自動車査定協会において証明されているものに限り、当該自動車に係る自動車税について第65条に定める税率の12分の3に相当する額を、当該販売業者の申請に基づき減免することができる。

- (1) 自動車税について滞納がないこと、及び当該年度に係る自動車税について納期限内に納付していること。
- (2)・(3) 略
- 2 前項の規定によって自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
 - (1)～(3) 略
- 3 略

(身体障害者等に対する自動車税の減免)
第73条の2 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車に係る自動車税の納税者に対して、当該納税者が軽自動車税について第1号に該当する自動車に係るこの項の規定による減免に類する減免を受けている場合を除き、当該納税者の申請に基づき自動車税を減免することができる。この場合において、減免することができる自動車税の限度額は、規則で定める額とする。

- (1) 次に掲げる自家用の自動車のうち、身体又は精神に障害があるため、歩行することが困難である身体障害者等(身体障害者、戦傷病者、知的障害者及び精神障害者をいう。以下この号及び次号並びに次項第1号から第3号までにおいて同じ。)1人について1台に限り、知事が必要と認めるもの
ア～ウ 略
- (2) 略
- 2 前項第1号の規定によって自動車税の減免を受けようとする者は、規則で定める期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付してこれを知事に提出するとともに、規則で定める書類及び運転免許証又は免許情報記録個人番号カード(道路交通法(昭和35年法律第105号)第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。以下この項において同じ。)を提示しなければならない。この場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報(同条第2項に規定する特定免許情報をいう。)を確認するために必要な措置を受けなければならない。
 - (1) 減免を受ける者の住所及び氏名並びに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係
 - (2) 身体障害者等の住所、氏名及び年齢
 - (3) 自動車を運転する者の住所及び氏名並びに身体障害者等との関係
 - (4) 運転免許証を提示する場合にあっては、運転免許証の番号、交付年月日及び有効期間の末日
 - (5) 免許情報記録個人番号カードを提示する場合にあっては、免許情報記録(道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録をいう。)の番号及び有効期間の末日
 - (6) 運転免許の種類
 - (7) 運転免許に条件が付されている場合には、その条件
 - (8) 自動車の登録番号、主たる定置場、種別、用途及び使用目的

車であることが一般財団法人日本自動車査定協会において証明されているものに限り、当該自動車に係る種別割について第73条の5に定める税率の12分の3に相当する額を、当該販売業者の申請に基づき減免することができる。

- (1) 種別割について滞納がないこと、及び当該年度に係る種別割について納期限内に納付していること。
- (2)・(3) 略
- 2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
 - (1)～(3) 略
- 3 略

(身体障害者等に対する種別割の減免)
第73条の13 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車に係る種別割の納税者に対して、当該納税者が軽自動車税について第73条の2第1項第1号又はこの項第1号に該当する自動車に係る第73条の2第1項又はこの項の規定による減免に類する減免を受けている場合を除き、当該納税者の申請に基づき種別割を減免することができる。この場合において、減免することができる種別割の限度額は、規則で定める額とする。

- (1) 次に掲げる自家用の自動車のうち、身体又は精神に障害があるため、歩行することが困難である身体障害者等1人について1台に限り、知事が必要と認めるもの
ア～ウ 略
- (2) 略
- 2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、規則で定める期限までに、第73条の2第2項各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付してこれを知事に提出するとともに、規則で定める書類及び運転免許証又は免許情報記録個人番号カードを提示しなければならない。この場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

(9) その他知事が必要と認める事項
 3 第1項第2号の規定により自動車税の減免を受けようとする者は、規則で定める期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付してこれを知事に提出しなければならない。

- (1) 減免を受ける者の住所及び氏名
- (2) 自動車の登録番号、主たる定置場、種別、用途及び使用目的
- (3) その他知事が必要と認める事項

(合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例)

第73条の3 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(昭和27年法律第119号)第4条第1項の規定により、同法第2条に規定する合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有する自動車に対する自動車税は、第68条及び第69条の規定にかかわらず、証紙徴収の方法によって徴収する。

第73条の4 前条に規定する自動車税は、毎年5月1日から同月31日まで(賦課期日後に納税義務が発生したものについては、その発生した月の翌月1日から同月末日まで)に、県の発行する証紙(別記第9号様式)によって納付しなければならない。

2 知事は、前項の規定による自動車税の納付があったときは、直ちに当該証紙に検印(別記第10号様式)を押さなければならない。

第73条の5 略

附 則

(個人の県民税の所得割の非課税の範囲等)

6 略

6の2 当分の間、35万円に県民税の所得割の納税義務者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)が、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額を控除した金額を超えることとなるときは、当該超える金額に第2号に掲げる額を同号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額を、当該納税義務者の第23条及び第24条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- (1) 略
- (2) 当該納税義務者の第23条から第24条の4まで、附則第6項の6、法附則第5条第1項及び法附則第5条の5第1項の規定を適用して計算した場合の所得割の額
- (3) 当該納税義務者の法第314条の3、法第314条の6から法第314条の8まで、法附則第5条第3項、法附則第5条の4第5項及び法附則第5条の5第2項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

6の3から6の5まで 削除

3 第1項第2号の規定により種別割の減免を受けようとする者は、規則で定める期限までに、第73条の2第3項各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付してこれを知事に提出しなければならない。

(合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する種別割の徴収の特例)

第73条の14 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(昭和27年法律第119号)第4条第1項の規定により、同法第2条に規定する合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有する自動車に対する種別割は、第73条の8及び第73条の8の2の規定にかかわらず、証紙徴収の方法によって徴収する。

第73条の15 前条に規定する種別割は、毎年5月1日から同月31日まで(賦課期日後に納税義務が発生したものについては、その発生した月の翌月1日から同月末日まで)に、県の発行する証紙(別記第9号様式)によって納付しなければならない。

2 知事は、前項の規定による種別割の納付があったときは、直ちに当該証紙に検印(別記第10号様式)を押さなければならない。

第73条の16 略

附 則

(個人の県民税の所得割の非課税の範囲等)

6 略

6の2 当分の間、35万円に県民税の所得割の納税義務者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)が、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額を控除した金額を超えることとなるときは、当該超える金額に第2号に掲げる額を同号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額を、当該納税義務者の第23条及び第24条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- (1) 略
- (2) 当該納税義務者の第23条から第24条の4まで、次項、附則第6項の6、法附則第5条第1項及び法附則第5条の5第1項の規定を適用して計算した場合の所得割の額
- (3) 当該納税義務者の法第314条の3、法第314条の6から法第314条の8まで、法附則第5条第3項、法附則第5条の4第6項、法附則第5条の4の2第5項及び法附則第5条の5第2項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)

6の3 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条

又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年（以下この項、附則第6項の6、附則第6項の8、附則第28項の2及び附則第28項の3において「居住年」という。）が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。）において、第1号に掲げる金額と第2号に掲げる金額とのいずれか少ない金額から第3号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が0を下回る場合は、0とする。）の5分の2に相当する金額（附則第6項の5において「県民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を当該納税義務者の第23条及び第24条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(1) 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第41条第2項から第4項まで若しくは第41条の2又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成7年法律第11号）第16条第1項から第3項までの規定を適用して計算した租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額（平成19年以後の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額）

(2) アに掲げる金額とイに掲げる金額とを合計した金額からウに掲げる金額を控除した金額
 ア 当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額につき所得税法等の一部を改正する等の法律（平成18年法律第10号。以下この項において「平成18年所得税法等改正法」という。）第14条の規定による廃止前の経済社会等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成11年法律第8号）第4条の規定により読み替えられた平成18年所得税法等改正法第1条の規定による改正前の所得税法第2編第3章第1節の規定を適用して計算した所得税の額

イ 当該納税義務者の前年分の租税特別措置法第8条の4第1項（所得税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第23号。以下この項において「平成20年所得税法等改正法」という。）附則第32条第1項の規定により適用される場合を含む。）、第25条第2項、第28条の4第1項、第31条第1項（同法第31条の2又は第31条の3の規定により適用される場合を含む。）、第32条第1項若しくは第2項、第37条の10第1項（平成20年所得税法等改正法附則第43条第2項の規定により適用される場合を含む。）若しくは第41条の14第1項又は租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2第16項、第18項、第20項、第22項若しくは第24項の規定による所得税の額の合計額

ウ 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第25条の規定による免除額、所得税法第92条の規定による控除額、租税特別措置法第10条から第10条の5の4まで及び第10条の6（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下「震災特例法」という。）第10条の4の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による控除額並びに震災特例法第10条の

2から第10条の3の3までの規定による控除額の合計額

- (3) 当該納税義務者の前年分の所得税の額(前年分の所得税について、租税特別措置法第41条、第41条の2の2、第41条の18、第41条の18の2第2項、第41条の18の3若しくは第41条の19の2から第41条の19の4まで、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)第2条又は所得税法第95条の規定の適用があった場合には、これらの規定の適用がなかったものとして計算した金額)

6の4 前項の規定の適用がある場合における第24条の3及び第24条の4の規定の適用については、第24条の3中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第6項の3」と、第24条の4中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第6項の3」とする。

6の5 附則第6項の3の規定は、県民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び県民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した県民税住宅借入金等特別税額控除申告書(その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものを含む。)を法附則第5条の4第8項の市町村民税住宅借入金等特別税額控除申告書と併せて、当該年度の初日の属する年の1月1日現在における住所所在地の市町村長に提出した場合に限り、適用する。

(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)

6の6 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年(以下この項、附則第6項の8及び附則第30項において「居住年」という。)が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)には、第1号に掲げる金額から第2号に掲げる金額を控除した金額(当該金額が0を下回る場合には、0とする。)の5分の2に相当する金額(以下この項において「控除額」という。)を、当該納税義務者の第23条及び第24条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額(居住年が平成28年から令和7年までの各年である場合には、当該納税義務者の前年分の所得税に係る同法第86条第2項に規定する基礎控除の額(租税特別措置法第41条の16の2第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の額)から48万円を控除して得た額(当該控除して得た額が0を下回る場合には、0とする。))を加算した額)の100分の2に相当する金額(当該金額が3万9,000円を超える場合には、3万9,000円。以下この項において「控除限度額」という。)を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

- (1) 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第41条第2項から第5項まで若しくは第10項から第21項まで若しくは第41条の2又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成

6の6 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)において、附則第6項の3の規定の適用を受けないときは、第1号に掲げる金額から第2号に掲げる金額を控除した金額(当該金額が0を下回る場合には、0とする。)の5分の2に相当する金額(以下この項において「控除額」という。)を、当該納税義務者の第23条及び第24条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の100分の2に相当する金額(当該金額が3万9,000円を超える場合には、3万9,000円。以下この項において「控除限度額」という。)を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

- (1) 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第41条第2項から第5項まで若しくは第10項から第21項まで若しくは第41条の2又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条

7年法律第11号)第16条第1項から第3項までの規定を適用して計算した租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額(平成19年又は平成20年の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額)

- (2) 当該納税義務者の前年分の所得税の額(前年分の所得税について、租税特別措置法第41条、第41条の2の2、第41条の18、第41条の18の2第2項、第41条の18の3若しくは第41条の19の2から第41条の19の4まで、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)第2条又は所得税法第95条若しくは第165条の6の規定の適用があった場合には、これらの規定の適用がなかったものとして計算した金額)

6の7・6の8 略

(個人の県民税の寄附金税額控除に係る申告の特例に係る申告特例控除額)

6の12 略

6の13 前項の申告特例控除額は、第24条の2第2項に規定する特例控除額に、次の表の左欄に掲げる第23条第2項に規定する課税総所得金額から第24条第1号アに掲げる金額と前年分の所得税に係る所得税法第86条第2項に規定する基礎控除の額(租税特別措置法第41条の16の2第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の額)から48万円を控除して得た額(当該控除して得た額が0を下回る場合には、0とする。)との合計額を控除した金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た金額とする。

略

6の14 略

(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)

10の2の2 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で施行令で定めるものが売り渡す新築の住宅に係る第42条の14第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から令和13年3月31日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。

10の2の3 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第42条の24第1項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項並びに第42条の25第1項及び第3項の規定の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から令和13年3月31日までの間に行われたときに限り、第42条の24第1項第1号中「2年」とあるのは「3年(同日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令で定める場合には、4年)」と、第42条の25第1項及び第3項第1号中「2年」とあるのは「3年(同号に規定する施行令で定める場合には、4年)」とする。

(肉用牛の売却による事業所得に係る個人の県民税の課税の特例)

11 昭和57年度から令和12年度までの各年度分の

第1項から第3項までの規定を適用して計算した租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額(平成19年又は平成20年の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額)

- (2) 当該納税義務者の前年分の所得税の額(前年分の所得税について、租税特別措置法第41条、第41条の2の2、第41条の18、第41条の18の2第2項、第41条の18の3若しくは第41条の19の2から第41条の19の4まで、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条又は所得税法第95条若しくは第165条の6の規定の適用があった場合には、これらの規定の適用がなかったものとして計算した金額)

6の7・6の8 略

(個人の県民税の寄附金税額控除に係る申告の特例に係る申告特例控除額)

6の12 略

6の13 前項の申告特例控除額は、第24条の2第2項に規定する特例控除額に、次の表の左欄に掲げる第23条第2項に規定する課税総所得金額から第24条第1号アに掲げる金額を控除した金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た金額とする。

略

6の14 略

(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)

10の2の2 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で施行令で定めるものが売り渡す新築の住宅に係る第42条の14第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から令和8年3月31日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。

10の2の3 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第42条の24第1項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項並びに第42条の25第1項及び第3項の規定の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から令和8年3月31日までの間に行われたときに限り、第42条の24第1項第1号中「2年」とあるのは「3年(同日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令で定める場合には、4年)」と、第42条の25第1項及び第3項第1号中「2年」とあるのは「3年(同号に規定する施行令で定める場合には、4年)」とする。

(肉用牛の売却による事業所得に係る個人の県民税の課税の特例)

11 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の

個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中の租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛が全て同項に規定する免税対象飼育牛（次項において「免税対象飼育牛」という。）である場合（その売却した肉用牛の頭数の合計が1,500頭以内である場合に限る。）において、第25条の3第1項の規定による申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された同条第2項の確定申告書を含む。次項において同じ。）にその肉用牛の売却に係る同法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る県民税の所得割の額として施行令で定める額を免除するものとする。

11の2 前項に規定する各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうち免税対象飼育牛に該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が1,500頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている場合（その売却した肉用牛が全て免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。）において、第25条の3第1項の規定による申告書にその肉用牛の売却に係る同法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る個人の県民税の所得割の額は、法第32条から第37条の3まで、法附則第5条第1項、法附則第5条の5第1項及び附則第6項の6の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とする。

(1) 略

(2) 租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の金額がないものとみなして計算した場合における前年の総所得金額につき、法第32条から第37条の3まで、法附則第5条第1項、法附則第5条の5第1項及び附則第6項の6の規定により計算した所得割の額に相当する金額

11の3 前項の規定の適用がある場合における第24条の4、附則第6項の2、附則第6項の16及び附則第6項の19の規定の適用については、第24条の4中「及び前3条」とあるのは、「前3条及び附則第11項の2」と、附則第6項の2第2号中「附則第6項の6」とあるのは「附則第6項の6、附則第11項の2」と、附則第6項の16第1号及び附則第6項の19第1号中「及び」とあるのは、「附則第11項の2及び」とする。

（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る県民税の課税の特例）

12 略

12の2 前項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等が平成10年1月1日から令和11年3月31日までの間に行われたものについては、適用しない。

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例）

個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中の租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛が全て同項に規定する免税対象飼育牛（次項において「免税対象飼育牛」という。）である場合（その売却した肉用牛の頭数の合計が1,500頭以内である場合に限る。）において、第25条の3第1項の規定による申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された同条第2項の確定申告書を含む。次項において同じ。）にその肉用牛の売却に係る同法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る県民税の所得割の額として施行令で定める額を免除するものとする。

11の2 前項に規定する各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうち免税対象飼育牛に該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が1,500頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている場合（その売却した肉用牛が全て免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。）において、第25条の3第1項の規定による申告書にその肉用牛の売却に係る同法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る個人の県民税の所得割の額は、法第32条から第37条の3まで、法附則第5条第1項、法附則第5条の5第1項及び附則第6項の3、附則第6項の6の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とする。

(1) 略

(2) 租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の金額がないものとみなして計算した場合における前年の総所得金額につき、法第32条から第37条の3まで、法附則第5条第1項、法附則第5条の5第1項及び附則第6項の3、附則第6項の6の規定により計算した所得割の額に相当する金額

11の3 前項の規定の適用がある場合における第24条の4、附則第6項の2、附則第6項の16及び附則第6項の19の規定の適用については、第24条の4中「及び前3条」とあるのは、「前3条及び附則第11項の2」と、附則第6項の2第2号中「次項」とあるのは「次項、附則第11項の2」と、附則第6項の16第1号及び附則第6項の19第1号中「及び」とあるのは、「附則第11項の2及び」とする。

（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る県民税の課税の特例）

12 略

12の2 前項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等が平成10年1月1日から令和8年3月31日までの間に行われたものについては、適用しない。

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例）

13の2 昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。次項から附則第13項の4の2まで、附則第13項の8及び附則第27項において同じ。）の譲渡（同法第31条第1項に規定する譲渡をいう。以下この項から附則第13項の4の2まで、附則第13項の8及び附則第27項において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（同法第31条の2第2項各号に掲げる譲渡に該当することにつき施行規則で定めるところにより証明がされたものをいう。）に該当するときにおける前項に規定する譲渡所得（附則第13項の5の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割の額は、前項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) 略

13の3 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に附則第13項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（その譲渡の日から同日以後2年を経過する日の属する年の12月31日までの期間（住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他の施行令で定めるやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から施行令で定める日までの期間。附則第13項の4の2において「予定期間」という。）内に租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき施行規則で定めるところにより証明がされたものをいう。）に該当するときにおける附則第13項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割について準用する。

13の4・13の4の2 略

15 削除

13の2 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。次項から附則第13項の4の2まで、附則第13項の8及び附則第27項において同じ。）の譲渡（同法第31条第1項に規定する譲渡をいう。以下この項から附則第13項の4の2まで、附則第13項の8及び附則第27項において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（同法第31条の2第2項各号に掲げる譲渡に該当することにつき施行規則で定めるところにより証明がされたものをいう。）に該当するときにおける前項に規定する譲渡所得（附則第13項の5の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割の額は、前項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) 略

13の3 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に附則第13項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（その譲渡の日から同日以後2年を経過する日の属する年の12月31日までの期間（住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他の施行令で定めるやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から施行令で定める日までの期間。附則第13項の4の2において「予定期間」という。）内に租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき施行規則で定めるところにより証明がされたものをいう。）に該当するときにおける附則第13項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割について準用する。

13の4・13の4の2 略

(自動車税の環境性能割の非課税)

15 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものとして規則で定めるものの運行の用に供する一般乗合用のバスに対しては、当該一般乗合用のバスの取得が令和9年3月31日までに行われたときに限り、第59条第1項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割を課さない。

15の2 削除

(自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

15の3 知事は、当分の間、納付すべき自動車税の環境性能割の額について不足額があることを第68条第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等（法附則第12条の2の11第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。以下この項において同じ。）の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により

国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る自動車について法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該自動車の取得者とみなして、自動車税の環境性能割に関する規定(法第171条及び法第172条の規定を除く。)を適用する。

15の4 前項の規定の適用がある場合における法第168条第2項の規定による決定により納付すべき自動車税の環境性能割の額は、前項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(自動車税の環境性能割の税率の特例)

15の5 営業用の自動車に対する第65条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

(自動車税の環境性能割の課税標準の特例)

15の6 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車又は同法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車(以下この項及び次項において「路線バス等」という。)のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの(施行規則で定めるものに限る。)で最初の第60条第3項に規定する新規登録(次項から附則第15項の9まで及び附則第16項から附則第16項の4までにおいて「初回新規登録」という。)を受けるものに対する第64条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和9年3月31日までに行われたときに限り、同条中「(という。)」とあるのは、「(という。)」から1,000万円を控除して得た額」とする。

(1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第3条第1項に規定する基本方針(次項第1号及び附則第15項の8第1号において「基本方針」という。)に令和7年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

(2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第8条第1項に規定する公共交通移動等円滑化基準(次項第2号及び附則第15項の8第2号において「公共交通移動等円滑化基準」という。)で施行規則で定めるものに適合するものであること。

15の7 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第64条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和9年3月31日までに行われたときに限り、同条中「(という。)」とあるのは、「(という。)」から650万

円(乗車定員30人以上の附則第15項の7に規定する路線バス等のうち、道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車(空港法(昭和31年法律第80号)第2条に規定する空港又は同法附則第2条第1項の政令で定める飛行場を起点又は終点とするもので施行規則で定めるものに限る。)にあっては800万円とし、乗車定員30人未満の附則第15項の7に規定する路線バス等にあっては200万円とする。)を控除して得た額」とする。

- (1) 基本方針に令和7年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。
- (2) 公共交通移動等円滑化基準で施行規則で定めるものに適合するものであること。

15の8 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであってその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第1号に規定する高齢者、障害者等(第3号において「高齢者、障害者等」という。)の移動上の利便性を特に向上させるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第64条の規定の適用については、当該乗用車の取得が令和9年3月31日までに行われたときに限り、同条中「(という。)」とあるのは、「(という。)」から100万円を控除して得た額」とする。

- (1) 基本方針に令和7年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。
- (2) 公共交通移動等円滑化基準で施行規則で定めるものに適合するものであること。
- (3) 高齢者、障害者等を含む全ての利用者の移動上の利便性を向上させる機能を有する構造及び設備が特に優れたものとして国土交通大臣が認めたものであること。

15の9 乗用車(施行規則で定めるものに限る。)、バス(施行規則で定めるものに限る。)又は車両総重量(道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。)が3.5トンを超えるトラック(施行規則で定める被けん引自動車を除く。)であって、同法第41条第1項の規定により令和7年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項において「衝突被害軽減制動制御装置」という。)に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるものに適合するもののうち、衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第64条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和9年3月31日までに行われたときに限り、同条中「(という。)」とあるのは、「(という。)」から175万円を控除して得た額」とする。

15の10 附則第15項の6から前項までの規定は、第68条第1項又は法第161条の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につきこれらの規定の適用を受けようとする旨その他の施行規則で定める事項の記載がある場合に限り、適用する。

(自動車税の税率の特例)

(自動車税の種別割の税率の特例)

16 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。次項第1号、附則第16項の4の3及び附則第16項の5において同じ。）、天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。次項第2号及び附則第16項の5において同じ。）、メタノール自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。同項において同じ。）、混合メタノール自動車（メタノールとメタノール以外のものとの混合物で施行規則で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。同項において同じ。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の施行規則で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第17項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則で定めるものをいう。第1号及び附則第16項の5において同じ。）並びに自家用の乗用車及びキャンピング車（三輪の小型自動車であるものを除く。附則第16項の4及び附則第16項の5において同じ。）、第65条第1項第3号ア(7)に規定する一般乗合用バス並びに被けん引自動車を除く。）に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税に係る同項及び同条第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) ガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいう。附則第16項の3第1号において同じ。）又は石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則で定めるものをいう。次号、次項第3号及び附則第16項の3第1号において同じ。）に該当するものを除く。同項第2号において同じ。）で平成27年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下この項から附則第16項の4までにおいて「初回新規登録」という。）を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度
- (2) 軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。附則第16項の3第3号において同じ。）その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成29年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

略

16の2 次の掲げる自動車に対する第65条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) 略

16 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（法第149条第1項第1号に規定する電気自動車をいう。次項第1号、附則第16項の4の3及び附則第16項の5において同じ。）、天然ガス自動車（同条第1項第2号に規定する天然ガス自動車をいう。次項第2号及び附則第16項の5において同じ。）、メタノール自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。同項において同じ。）、混合メタノール自動車（メタノールとメタノール以外のものとの混合物で施行規則で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。同項において同じ。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（同条第1項第3号に規定する電力併用自動車をいう。附則第16項の5において同じ。）並びに自家用の乗用車及びキャンピング車（三輪の小型自動車であるものを除く。附則第16項の4及び附則第16項の5において同じ。）、第73条の5第1項第3号ア(7)に規定する一般乗合用バス並びに被けん引自動車を除く。）に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る同項及び同条第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) 法第149条第1項第4号に規定するガソリン自動車（次項第4号及び附則第16項の3第1号において「ガソリン自動車」という。）又は同条第1項第5号に規定する石油ガス自動車（次項第5号及び附則第16項の3第2号において「石油ガス自動車」という。）で平成25年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度
- (2) 軽油自動車（法第149条第1項第6号に規定する軽油自動車をいう。次項第6号及び附則第16項の3第3号において同じ。）その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成27年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

略

16の2 次の掲げる自動車に対する第73条の5第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) 略

- (2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この号及び次項各号において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則で定めるものに適合するもの又は同条第1項の規定により平成21年10月1日（同法第40条第3号に規定する車両総重量が3.5トンを超え12トン以下の天然ガス自動車にあっては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則で定めるもの
- (3) 充電機能付電力併用自動車

略

- (2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた法第149条第1項第2号イに規定する排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合するもの又は同号ロに規定する平成21年天然ガス車基準（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則で定めるもの
- (3) 法第149条第1項第3号に規定する充電機能付電力併用自動車
- (4) ガソリン自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が法第149条第1項第4号イ(1)(i)に規定する平成30年ガソリン軽中量車基準（次項第1号において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第4号イ(1)(ii)に規定する平成17年ガソリン軽中量車基準（次項第1号において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が同条第1項第4号イ(2)に規定する令和12年度基準エネルギー消費効率（以下この項及び次項において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の90を乗じて得た数値以上かつ同号イ(3)に規定する令和2年度基準エネルギー消費効率（以下この項及び次項において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。）以上のもので施行規則で定めるもの
- (5) 石油ガス自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が法第149条第1項第5号イ(1)(i)に規定する平成30年石油ガス軽中量車基準（次項第2号において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第5号イ(1)(ii)に規定する平成17年石油ガス軽中量車基準（次項第2号において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの
- (6) 軽油自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、法第149条第1項第6号イ(1)に規定する平成30年輕油軽中量車基準（次項第3号において「平成30年輕油軽中量車基準」という。）又は同条第1項第6号イ(1)に規定する平成21年輕油軽中量車基準（次項第3号において「平成21年輕油軽中量車基準」という。）に適合するものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの

略

16の3 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車に対する第65条第1項の規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、令和8年度分の自動車税に限り、前項の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) ガソリン自動車（充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。）のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同項の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第151条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この項において「エネルギー消費効率」という。）が同法第149条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則で定めるエネルギー消費効率（以下この号において「基準エネルギー消費効率」という。）であって令和12年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次号及び第3号において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の90を乗じて得た数値以上かつ基準エネルギー消費効率であって令和2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次号及び第3号において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。）以上のもので施行規則で定めるもの
- (2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同項の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの
- (3) 軽油自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの又は同項の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合するものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの

16の3 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第73条の5第1項第1号ア及び第4号アの規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの
- (2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの
- (3) 軽油自動車のうち、平成30年軽油軽中量車基準又は平成21年軽油軽中量車基準に適合するものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの

第1号ア	7,500円	4,000円
	8,500円	4,500円
	9,500円	5,000円
	1万3,800円	7,000円
	1万5,700円	8,000円
	1万7,900円	9,000円
	2万500円	1万500円
	2万3,600円	1万2,000円
	2万7,200円	1万4,000円
	4万700円	2万500円
第4号ア	4,500円	2,500円

16の4 地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（以下この項において「特定日」という。）の前日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車若しくはキャンピング車であって地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第2条の規定による改正前の地方税法（以下この項において「平成28年改正前の地方税法」という。）第145条第1項若しくは第3項の規定により平成28年改正前の地方税法に規定する自動車税を課されたもの（同日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車又はキャンピング車であって、平成28年改正前の地方税法第146条その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により平成28年改正前の地方税法に規定する自動車税を課されなかったものを含む。）又は同日までに法の施行地外において道路運送車両法第2条第5項に規定する運行に相当するものとして施行規則で定めるものの用に供されたことがある自家用の乗用車若しくはキャンピング車であって特定日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税の税率は、第65条第1項の規定にかかわらず、1台について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
 (1)・(2) 略

16の4の2・16の4の3 略

16の5 附則第16項の4の規定の適用を受ける自家用の乗用車又はキャンピング車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。）のうち、附則第16項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税に係る附則第16項の4の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

16の5の2 略

（自動車税の賦課徴収の特例）

16の6 知事は、納付すべき自動車税の額について不足額があることを第67条の納期限（納期限

16の4 地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（以下この項において「特定日」という。）の前日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車若しくはキャンピング車であって地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第2条の規定による改正前の地方税法（以下この項において「平成28年改正前の地方税法」という。）第145条第1項若しくは第3項の規定により平成28年改正前の地方税法に規定する自動車税を課されたもの（同日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車又はキャンピング車であって、平成28年改正前の地方税法第146条その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により平成28年改正前の地方税法に規定する自動車税を課されなかったものを含む。）又は同日までに法の施行地外において法第146条第2項に規定する運行に相当するものとして施行規則で定めるものの用に供されたことがある自家用の乗用車若しくはキャンピング車であって特定日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税の種別割の税率は、第73条の5第1項の規定にかかわらず、1台について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
 (1)・(2) 略

16の4の2・16の4の3 略

16の5 附則第16項の4の規定の適用を受ける自家用の乗用車又はキャンピング車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。）のうち、附則第16項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る附則第16項の4の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

16の5の2 略

（自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

16の6 知事は、納付すべき自動車税の種別割の額について不足額があることを第73条の7の納

の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等(法附則第12条の5第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。以下この項において同じ。)の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る自動車の所有者とみなして、自動車税に関する規定(第70条及び第71条並びに法第161条の規定を除く。)を適用する。

16の7 前項の規定の適用がある場合における納付すべき自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽油引取税の製造の報告の特例)

19の2 法附則第12条の2の8第1項の規定の適用を受けて製造を行った炭化水素油(第57条第3項に規定する炭化水素油をいう。)が軽油である場合には、第58条の23第2項の規定は、適用しない。

19の3 法附則第12条の2の8第3項の規定による届出をした特例対象事業者(法附則第12条の2の7第9項に規定する特例対象事業者をいう。)に係る附則第19項において準用する第58条の15第1項の規定の適用については、同項中「第16号の30様式」とあるのは「第16号の30の3様式」と、「第8条の39」とあるのは「附則第4条の9第7項の規定により読み替えられた施行規則第8条の39」とする。

20 削除

期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等(法附則第12条の5第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。以下この項において同じ。)の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る自動車の所有者とみなして、自動車税の種別割に関する規定(第73条の9及び第73条の10並びに法第177条の14の規定を除く。)を適用する。

16の7 前項の規定の適用がある場合における納付すべき自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽油引取税の製造の報告の特例)

19の2 法附則第12条の2の7の2第1項の規定の適用を受けて製造を行った炭化水素油(第57条第3項に規定する炭化水素油をいう。)が軽油である場合には、第58条の23第2項の規定は、適用しない。

19の3 法附則第12条の2の7の2第3項の規定による届出をした特例対象事業者(法附則第12条の2の7第9項に規定する特例対象事業者をいう。)に係る附則第19項において準用する第58条の15第1項の規定の適用については、同項中「第16号の30様式」とあるのは「第16号の30の3様式」と、「第8条の39」とあるのは「附則第4条の8の2第7項の規定により読み替えられた施行規則第8条の39」とする。

(軽油引取税の税率の特例)

20 軽油引取税の税率は、第58条の6の規定にかかわらず、当分の間、1キロリットルにつき、3万2,100円とする。

(揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止)

20の2 前項の規定の適用がある場合において、租税特別措置法第89条第1項の規定による告示の日の属する月の翌月の初日以後に法第144条の2第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費若しくは法第144条の3第1項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は同日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が法第144条の2第6項の規定に該当するに至った場合における軽油引取税については、前項の規定の適用を停止する。

20の3 前項の規定により附則第20項の規定の適用が停止されている場合において、租税特別措置法第89条第2項の規定による告示の日の属する月の翌月の初日以後に法第144条の2第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費若しくは法第144条の3第1項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が

(東日本大震災に係る被災居住用財産に係る譲渡期限の延長等の特例)

25 その有する家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号。以下「震災特例法」という。))第11条の6第3項に規定する警戒区域設定指示等をいう。以下この項及び次項において同じ。)が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによりその居住の用に供することができなくなった県民税の所得割の納税義務者が、当該居住の用に供することができなくなった家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等(震災特例法第11条の6第1項に規定する土地等をいう。以下この項から附則第25項の4までにおいて同じ。)の譲渡(震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。次項から附則第25項の4までにおいて同じ。)をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第13項から第13項の8までの規定を適用する。

附則第13項	第35条第1項	第35条第1項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)
	略	略
略		

25の2 略

25の3 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)により滅失(震災特例法第11条の6第4項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。)をしたことによりその居住の用に供することができなくなった県民税の所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第13項から第13項の8までの規定を適用する。

附則第13項	第35条第1項	第35条第1項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第11条の6第4項の規定により適用される場合を含む。)
	略	略

行われた場合又は同日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が法第144条の2第6項の規定に該当するに至った場合における軽油引取税については、前項の規定にかかわらず、附則第20項の規定を適用する。

(東日本大震災に係る被災居住用財産に係る譲渡期限の延長等の特例)

25 その有する家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等(震災特例法第11条の6第3項に規定する警戒区域設定指示等をいう。以下この項及び次項において同じ。)が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによりその居住の用に供することができなくなった県民税の所得割の納税義務者が、当該居住の用に供することができなくなった家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等(震災特例法第11条の6第1項に規定する土地等をいう。以下この項から附則第25項の4までにおいて同じ。)の譲渡(震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。次項から附則第25項の4までにおいて同じ。)をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第13項から第13項の8までの規定を適用する。

附則第13項	第35条第1項	第35条第1項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)
	略	略
略		

25の2 略

25の3 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)により滅失(震災特例法第11条の6第4項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。)をしたことによりその居住の用に供することができなくなった県民税の所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第6項の3又は附則第13項から第13項の8までの規定を適用する。

附則第6項の3第2号イ	第31条の3	第31条の3(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第11条の6第4項の規定により適用される場合を含む。)
	略	略
附則第13項	第35条第1項	第35条第1項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に

	略	略
略		

25の4 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによりその居住の用に供することができなくなった県民税の所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第11条の6第5項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第5項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として施行令で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第13項から第13項の8までの規定を適用する。

26 略

（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例）

28 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第6項の6の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

各号列記以外の部分	略	略
-----------	---	---

		関する法律第11条の6第4項の規定により適用される場合を含む。）
	略	略
略		

25の4 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによりその居住の用に供することができなくなった県民税の所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第11条の6第5項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第5項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として施行令で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第6項の3又は附則第13項から第13項の8までの規定を適用する。

26 略

（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例）

28 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第6項の3及び附則第6項の6の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第6項の3	略	略
附則第6項の3第1号	租税特別措置法第41条第2項から第4項まで若しくは第41条の2	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条第2項から第4項まで若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2
附則第6項の3第2号	租税特別措置法第41条第2号の2、	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読

第1号	略	略
第2号	略	略

3号		み替えて適用される租税特別措置法第41条、同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2若しくは租税特別措置法
附則第6項の6	租税特別措置法第41条又は第41条の2の2	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2
附則第6項の6第1号	略	略
附則第6項の6第2号	略	略

29 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第5項まで若しくは第7項から第11項までの規定の適用を受けた場合における附則第6項の6の規定の適用については、同項第1号中「又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成7年法律第11号)第16条第1項から第3項まで」とあるのは、「、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成7年法律第11号)第16条第1項から第3項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第13条第3項若しくは第4項若しくは第13条の2第1項から第5項まで若しくは第7項から第11項まで」とし、附則第6項の8の規定は、適用しない。

28の2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第5項まで若しくは第7項から第11項までの規定の適用を受けた場合における附則第6項の3及び附則第6項の6の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とし、附則第6項の8の規定は、適用しない。

附則第6項の3第1号	又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成7年法律第11号)第16条第1項から第3項まで	、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成7年法律第11号)第16条第1項から第3項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第13条第3項若しくは第4項若しくは第13条の2第1項から第10項まで
	住宅借入金等の金額	住宅借入金等の金額(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第3項又は第4項の規定の適用を受ける者の有する平成23年から平成27年までの居住年に係る同条第5項第1号に規定する

		新規住宅借入金等の金額を除く。)
	当該金額	当該住宅借入金等の金額
	これらの規定	租税特別措置法第41条第2項から第4項まで若しくは第41条の2、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第3項若しくは第4項若しくは第13条の2第1項から第10項までの規定
	計算した同項	計算した租税特別措置法第41条第1項
附則第6項の6第1号	又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項まで	、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第3項若しくは第4項若しくは第13条の2第1項から第5項まで若しくは第7項から第11項まで

30 略

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)
 32 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第6項の8及び附則第30項の規定の適用については、これらの規定中「令和3年」とあるのは、「令和4年」とする。

28の3 略

29 削除

(揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止措置の停止)
 30 附則第20項の2の規定は、震災特例法第44条の別に法律で定める日までの間、その適用を停止する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)
 32 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第6項の8及び附則第28項の3の規定の適用については、これらの規定中「令和3年」とあるのは、「令和4年」とする。

別記第9号様式中「第73条の15関係」を「第73条の4関係」に、「自動車税(種別割)証紙」を「自動車税証紙」に改める。

別記第10号様式中「第73条の15関係」を「第73条の4関係」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の和歌山県税条例(次項並びに附則第4項及び

第 6 項において「新条例」という。)の規定中個人の県民税に関する部分は、令和 8 年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和 7 年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

- 3 新条例の規定中県民税の配当割に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第 4 条の 2 第 2 項第 1 号ウに規定する特定配当等について適用し、施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の和歌山県税条例（附則第 8 項において「旧条例」という。）第 4 条の 2 第 2 項第 1 号ウに規定する特定配当等については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

- 4 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（軽油引取税に関する経過措置）

- 5 施行日前に和歌山県税条例第 57 条第 1 項若しくは第 2 項に規定する軽油の引取り、同条第 3 項の燃料炭化水素油の販売、同条第 4 項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第 5 項の炭化水素油の消費若しくは同条例第 58 条第 1 項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日前に軽油引取税の特別徴収義務者が同条例第 57 条第 6 項の規定に該当するに至った場合において課する軽油引取税の税率については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

- 6 新条例の規定中自動車税に関する部分は、令和 8 年度以後の年度分の自動車税について適用する。
 7 施行日前の自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
 8 前項の規定によりなお従前の例によることとされた旧条例第 71 条第 1 項又は第 72 条第 1 項の規定により納税義務を免除される自動車税の環境性能割に係る徴収金に係る旧条例第 71 条第 6 項若しくは第 72 条第 2 項の規定による還付又は旧条例第 71 条第 8 項（旧条例第 72 条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による充当については、なお従前の例による。
 9 令和 7 年度以前の年度分の自動車税の種別割については、なお従前の例による。

和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県条例第 29 号

和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例（平成 27 年和歌山県条例第 68 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（事業税の課税免除） 第 2 条 平成 27 年 10 月 8 日から <u>令和 10 年 3 月 31 日</u> までの間に、法第 17 条の 2 第 3 項の規定に基づき、同条第 1 項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下「特定業務施設整備計画」という。）の認定を受けた事業者（同項第 1 号に掲げる事業を実施する者に限る。）</p>	<p>（事業税の課税免除） 第 2 条 平成 27 年 10 月 8 日から <u>令和 8 年 3 月 31 日</u> までの間に、法第 17 条の 2 第 3 項の規定に基づき、同条第 1 項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下「特定業務施設整備計画」という。）の認定を受けた事業者（同項第 1 号に掲げる事業を実施する者に限る。）</p>

であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、特定業務施設及び特定業務児童福祉施設のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるものの用に供する減価償却資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第7号までに掲げるもの)に限る。)で取得価額の合計額が3,800万円(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第10条第8項第6号に規定する中小事業者、同法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者及び法人税法(昭和40年法律第34号)第66条第6項に規定する中小通算法人にあつては1,900万円)以上のもの(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者に対して課する事業税の課税標準の算定については、所得又は収入金額(和歌山県税条例(昭和25年和歌山県条例第37号。以下「県税条例」という。))第37条の2又は第42条の2の5に規定する事業税の課税標準となるものをいう。)から次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額の合算額を控除する。

(1) 電気供給業(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第2号に規定する小売電気事業(これに準ずるものを含む。))を除く。)、ガス供給業又は倉庫業に係る所得又は収入金額 県において当該法人又は個人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度又は当該年に係る所得又は収入金額×(当該新設し、又は増設した特別償却設備(特定業務児童福祉施設のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるものの用に供する減価償却資産を除く。以下この条において同じ。))に係る固定資産の価額/当該特別償却設備を新設し、又は増設した者が県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額)

(2)・(3) 略

2・3 略

(不動産取得税の課税免除又は不均一課税)

第3条 平成27年10月8日から令和10年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、特別償却設備を新設し、又は増設した者(以下「特別償却設備設置者」という。)(同条第1項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。))について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得(平成27年10月8日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。次項において同じ。))に対しては、不動産取得税を課さない。

2 略

(県固定資産税の課税免除又は不均一課税)

第4条 特別償却設備設置者(法第17条の2第1項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。))について、当該特別償却設備である償却資産(所得税法施行令第6条第1号から第3号まで又は法人税法施行令第13条第1号から第3号までに掲げるものであつて、平成27年10月8日以後

であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、特定業務施設及び特定業務児童福祉施設のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるものの用に供する減価償却資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第7号までに掲げるもの)に限る。)で取得価額の合計額が3,800万円(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第10条第8項第6号に規定する中小事業者、同法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者及び法人税法(昭和40年法律第34号)第66条第6項に規定する中小通算法人にあつては1,900万円)以上のもの(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者に対して課する事業税の課税標準の算定については、所得又は収入金額(和歌山県税条例(昭和25年和歌山県条例第37号。以下「県税条例」という。))第37条の2又は第42条の2の5に規定する事業税の課税標準となるものをいう。)から次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額の合算額を控除する。

(1) 電気供給業(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第2号に規定する小売電気事業(これに準ずるものを含む。))を除く。)、ガス供給業又は倉庫業に係る所得又は収入金額 県において当該法人又は個人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度又は当該年に係る所得又は収入金額×(当該新設し、又は増設した特別償却設備(特定業務施設の用に供するものに限る。以下この条において同じ。))に係る固定資産の価額/当該特別償却設備を新設し、又は増設した者が県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額)

(2)・(3) 略

2・3 略

(不動産取得税の課税免除又は不均一課税)

第3条 平成27年10月8日から令和8年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、特別償却設備を新設し、又は増設した者(以下「特別償却設備設置者」という。)(同条第1項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。))について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得(平成27年10月8日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。次項において同じ。))に対しては、不動産取得税を課さない。

2 略

(県固定資産税の課税免除又は不均一課税)

第4条 特別償却設備設置者(法第17条の2第1項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。))について、当該特別償却設備である償却資産(平成27年10月8日以後に取得したものに限る。次項において同じ。))に対して課する県固定資産税については、当該償却資産に対して新たに

に取得したものに限り、次項において同じ。) に対して課する県固定資産税については、当該償却資産に対して新たに課することとなった年度以降 3 か年度分に限り、これを課さない。

2 略

附 則
(読替規定)

2 略

3 平成27年10月8日から令和9年3月31日までの間における第3条第2項の規定の適用については、同項中「県税条例第42条の16」とあるのは「県税条例第42条の16及び同条例附則第10項の3」と、「100分の0.4」とあるのは「この項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき税率に10分の1を乗じて得た率」とする。

課することとなった年度以降 3 か年度分に限り、これを課さない。

2 略

附 則
(読替規定)

2 略

3 平成27年10月8日から令和8年3月31日までの間における第3条第2項の規定の適用については、同項中「県税条例第42条の16」とあるのは「県税条例第42条の16及び同条例附則第10項の3」と、「100分の0.4」とあるのは「この項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき税率に10分の1を乗じて得た率」とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。